

令和5年分 確定申告をされた方へ

納付
される方へ

申告所得税
及び復興特別所得税

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付
やお知らせ等はありません。

納税は簡単・便利な振替納税又は
その他の納付方法(※)で納期限まで
に納付してください。

納期限

令和6年

3月15日 金

振替日

(振替納税をご利用の方)

令和6年

4月23日 火

令和6年

4月1日 月

令和6年

4月30日 火

還付
の方へ

還付金のお支払いは申告書を提出されてから、
1か月から1か月半程度時間がかかる場合があり
ます。あらかじめご了承ください。



国税庁 e-Tax
キャラクターイーハ

納税は簡単・便利な

振替納税(口座振替)で!

- ✓ 振替日に預貯金口座からの引落しにより自動的に納付ができます。
- ✓ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただけます(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なしにオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> からアクセスできます。

※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも可能です。

(PDF/3.054KB)



スマホからの提出はこちら
→
入力要領はこちら



※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税 納付手続

検索

国税の納付は スマホアプリ納付で！

New !

スマホアプリ納付とは？

スマートフォン決済専用の Web サイト
(国税スマートフォン決済専用サイト) から、
Pay 払いを選択して納付する手続です。



決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。 (※1)

なお、e-Tax で申告データを送信後、受信通知（納付区分番号通知）から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✓ 全ての税目で納付可能！ (※2)
- ✓ 事前の届出不要！
- ✓ いつでも、どこでも納付可能！ (※3)
- ✓ 決済手数料なし！ (※4)

※1 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Tax で徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能

※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税（いずれも強制徴収分以外）は利用できません。

※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。

※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済

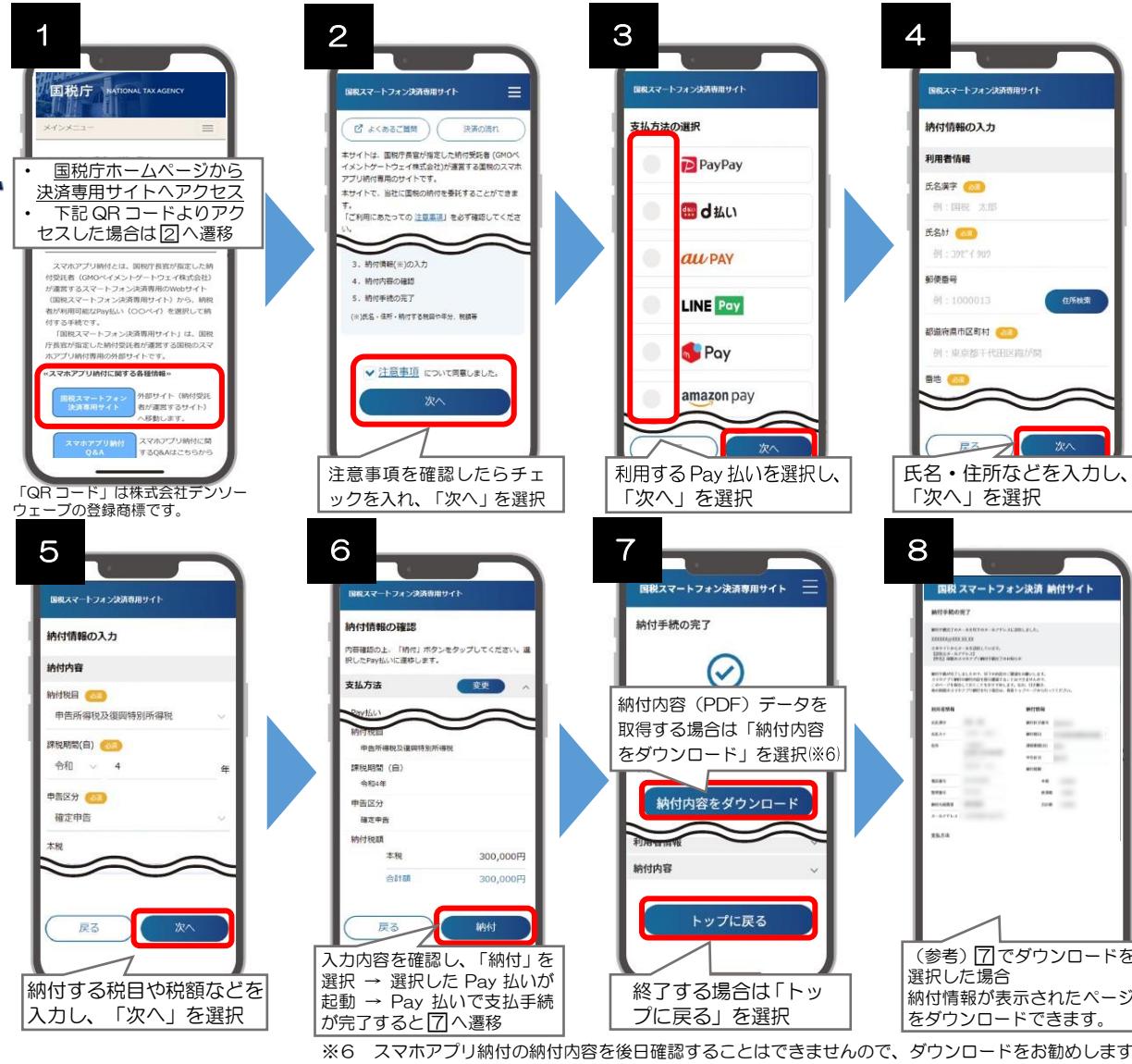


ご利用に当たっての注意事項

- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
- 領収書は発行されません。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。 (※5)

※5 利用する Pay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

ご利用手順-直接アクセスする場合-



↓こちらからも
アクセスできます



⚠ フィッシング詐欺にご注意ください！

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙>納税・納税証明書手続>国税の納付手続>スマホアプリ納付」からアクセスしてください。

